

総合生活保険(傷害補償)

ケガ

本冊子は「総合生活保険(傷害補償)」の重要事項説明書です。

ご契約前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。

必ず最後までお読みいただき、本内容をご契約者から保険の対象となる方全員にご説明ください。

※申込書等への署名等は、重要事項説明書の受領印を兼ねています。

※ご契約によってはお選びいただけない特約・払込方法等があります。

※本冊子をご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は「総合生活保険の約款」をご参照ください。

※約款の内容については、東京海上日動のホームページ (www.tokiomarine-nichido.co.jp/service/yakkankyotsu.html) にてご参照いただけます。

[マークのご説明]

契約
概要

保険商品の内容をご理解いただく
ための事項

注意
喚起情報

ご契約に際してご契約者にとって不利益になる事項等、
特にご注意いただきたい事項

商品の仕組み ～補償ラインナップ～

契約
概要

ケガに関する補償

◎国内でも海外でも補償します！

ご本人

はもちろん、

ご夫婦

でも

ご家族

でもご契約いただけます。

日常生活におけるケガを24時間補償

家庭内でのケガ



仕事中のケガ



スポーツ中のケガ



旅行中のケガ



交通事故等によるケガの補償に限定した場合

交通事故によるケガ



交通乗用に乗っているときのケガ



オプション

賠償責任に関する補償

◎国内でも海外でも補償します！



個人賠償責任補償特約

日常生活で他人にケガをさせたり他人の物を壊してしまったときや、
借りている物を壊したり盗まれてしまったとき

国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に
限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。

示談交渉
できない場合

●相手方が、東京海上日動と直接、折衝することに同意しない場合
●保険の対象となる方に損害賠償責任がない場合 等

※この他セット可能な特約については、P.1～3をご参照ください。
上記の補償をご希望される場合、本説明書の内容をご確認ください。

I

契約締結前におけるご確認事項

1

総合生活保険（傷害補償）の商品の仕組み

契約概要

【基本となる補償・特約】

基本となる補償、ご契約者のお申出により任意にご契約いただける特約等は以下のとおりです。

- ※自動セットされる特約等も含め、ご契約の特約は申込書等でご確認ください。
その他の特約は「総合生活保険の約款」をご参照ください。

●基本となる補償

傷害補償
(ケガに関する補償)

「急激かつ偶然な外来の事故」によるケガを24時間補償します。



●保険金が支払われる事故の範囲を限定する主な特約

交通事故傷害危険のみ補償特約

交通事故等によるケガの補償に限定します。職業・職務に従事中^{*1}のケガの補償に限定します。

就業中のみの危険補償特約

管理下中のみの傷害危険補償特約

ケガの補償を時間的・場所的に限定します。

- *1 通勤途上を含みます。
*2 「管理下中のみの傷害危険補償特約」をご契約いただく場合のみセット可能です。「往復途上傷害危険補償特約」をセットすることにより、時間的・場所的に限定された範囲に加え、住居との往復途上において被ったケガについても補償します。

●補償内容を追加する主な特約

熱中症危険補償特約

熱中症（急激かつ外来の日射または熱射による身体の障害）を補償します。

特定感染症危険補償特約

特定感染症による後遺障害・入院・通院を補償します。

個人賠償責任補償特約

借家人賠償責任補償特約

携行品特約

住宅内生活用動産特約

ホールインワン・アルバトロス費用補償特約

救済者費用等補償特約

往復途上傷害危険補償特約^{*2}

【保険の対象となる方】

	本人型	夫婦型 ^{*1}	家族型 ^{*1}	家族型 ^{*1} (配偶者不担保)
ご本人 ^{*2}	○	○	○	○
ご本人 ^{*2} の配偶者 ^{*3}	—	○	○	—
ご本人 ^{*2} またはその配偶者 ^{*3} の同居のご親族 ^{*4}	—	—	○	—
ご本人 ^{*2} またはその配偶者 ^{*3} の別居の未婚 ^{*5} のお子様	—	—	○	—
ご本人 ^{*2} の同居のご親族 ^{*4} および別居の未婚 ^{*5} のお子様	—	—	—	○

- ※保険の対象となる方の続柄は、傷害、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。
※「個人賠償責任補償特約」は「家族型」のみ、「借家人賠償責任補償特約」は「本人型」のみとなります。
※賠償責任に関する補償において、ご本人^{*2}が未成年者または上表の保険の対象となる方が責任無能力者である場合は、未成年者または責任無能力者の親権者およびその他の法定の監督義務者等も保険の対象となる方に含みます（未成年者または責任無能力者に関する事故に限ります。）。
*1 「被保険者の範囲に関する特約」が自動セットされます。
*2 申込書等に「保険の対象となる方（被保険者・本人）」として記載された方をいいます。
*3 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます（以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限り、婚約とは異なります。）。
①婚姻意思^{*6}を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること
*4 6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます（配偶者を含みません。）。
*5 これまでに婚姻歴がないことをいいます。
*6 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

① 基本となる補償



- 「急激かつ偶然な外来の事故」により、保険の対象となる方がケガ^{*1}をした場合に保険金をお支払いします。

^{*1} ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。なお、職業病、テニス肩のような急性性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金のお支払対象となりませんのでご注意ください。

保険金のお支払対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動（以下、「弊社」といいます。）は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。

- 保険金をお支払いする主な場合およびお支払いしない主な場合は下表のとおりです。

詳細は、「総合生活保険の約款」をご参照ください。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
死亡保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 ▶ 死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 ※ 1 事故について、既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。	・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガ ^{*6} ・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ
後遺障害保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合 ▶ 後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。 ※ 1 事故について、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	・脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケガ ・妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ
入院保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合 ▶ 入院保険金日額に入院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日 ^{*2} を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、お支払対象となる「入院した日数」は、1 事故について180日 ^{*2} を限度とします。	・ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・オートバイ・自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者、プロボクサー等の危険な職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ
手術保険金	治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術 ^{*3} または先進医療 ^{*4} に該当する所定の手術を受けられた場合 ▶ 入院保険金日額の10倍（入院中の手術）または5倍（入院中以外の手術）の額をお支払いします。ただし、1 事故について事故の日からその日を含めて180日 ^{*2} 以内に受けた手術1回に限りします。	・自動車等の乗用具を用いて競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの 等
通院保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に通院（往診を含みます。）された場合 ▶ 通院保険金日額に通院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、お支払いできません。また、お支払対象となる「通院した日数」は、1 事故について90日を限度とします。 ※ 通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位にギプス等 ^{*5} を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含みます。	

^{*2} 365日または730日で設定できる場合があります。

^{*3} 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

^{*4} 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所等において行われるものに限ります。）をいいます（詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。）。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません（保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。）。

^{*5} ギプス・キャスト、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子・シーネ・スプリント固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース、線副子等およびハローベストをいいます。

^{*6} 「天災危険補償特約」をご契約いただく場合は、地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガに対しても保険金をお支払いします。

② 主な特約の概要



- 各特約の概要は下表のとおりです。また、下表の保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。保険金をお支払いしない場合等の各特約の詳細は、「総合生活保険の約款」をご参照ください。

交通事故 傷害危険のみ 補償特約	交通事故等 ^{*1} により、保険の対象となる方がケガをした場合に補償を限定します。 ^{*1} 交通事故等とは以下のものをいいます。 ● 運行中の交通乗用具（自転車、自動車、電車、バス、航空機、船舶等）との衝突、接触等の交通事故 ● 運行中の交通乗用具に搭乗している間の事故 ● 乗客として駅の改札口を入ってから出るまでの駅構内における事故 ● 作業機械としてのみ使用されている工作用自動車との道路通行中の衝突、接触等の事故 ● 交通乗用具の火災による事故 等
------------------------	--

個人賠償責任補償特約	国内外において以下のような事由により、保険の対象となる方が法律上の損害賠償責任を負う場合 ● 日常生活に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合 ● 保険の対象となる方が居住に使用する住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合 ● 電車等*2を運行不能にさせた場合 ● 国内で受託した財物(受託品)*3を壊したり盗まれた場合 ▶ 1 事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。 ※国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として弊社が行います。 ※弊社との直接折衝について相手方の同意が得られない場合や保険の対象となる方に損害賠償責任がない場合等には、弊社は相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。 *2 汽車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用車をいいます。 *3 携帯電話、スマートフォン、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡、1 個または 1 組で100万円を超える物等は、受託品に含みません。
借家人賠償責任補償特約	国内における借戸室での火災、破裂・爆発、水濡れ、盗難の事故により、保険の対象となる方が貸主に対して法律上の損害賠償責任を負う場合 ▶ 1 事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。また、落雷、風災・雪災、外部からの物体の衝突等の事故により、法律上の損害賠償責任が生じないときであっても、貸主との契約に基づいて借戸室を修理した費用も補償します。 ※示談交渉は弊社では行いません。
携行品特約	国内外において、保険の対象となる方が所有する家財のうち、一時的に持ち出された家財、住宅外において携行中の家財または住宅外で取得し住宅に持ち帰るまでの間の家財に損害が生じた場合 ▶ 損害額(修理費)から免責金額(自己負担額: 1 事故について5,000円)を差し引いた額を、保険期間を通じて保険金額を限度に保険金としてお支払いします。ただし、損害額は時価額を限度とします。 ※携帯電話、スマートフォン、ノート型パソコン、タブレット端末、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡等は、保険の対象に含みません。
住宅内生活用動産特約	国内において、保険の対象となる方が居住に使用する住宅内(敷地を含みません。)に所在し、保険の対象となる方が所有する家財に損害が生じた場合 ▶ 損害額(修理費)から免責金額(自己負担額: 1 事故について5,000円)を差し引いた額を、保険期間を通じて保険金額を限度に保険金としてお支払いします。ただし、損害額は時価額を限度(乗車券、通貨等は合計5万円、貴金属、宝石、美術品等は1 個または 1 組あたり30万円を限度)とします。また、臨時費用、残存物取片づけ費用、失火見舞費用もお支払いします。 ※携帯電話、スマートフォン、ノート型パソコン、タブレット端末、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡等は、保険の対象に含みません。
ホールインワン・アルバトロス費用補償特約	国内の9ホール以上を有するゴルフ場において他の競技者1 名以上と同伴し、パー35以上の9 ホールを正規にラウンドするゴルフのプレー中に、以下のいずれかのホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合 ● 同伴競技者および同伴競技者以外の第三者*4の両方が目撃したホールインワンまたはアルバトロス(公式競技の場合は、同伴競技者または同伴競技者以外の第三者*4のいずれかが目撃したホールインワンまたはアルバトロス) ● 記録媒体に記録された映像等によりその達成を客観的に確認できるホールインワンまたはアルバトロス ▶ 達成のお祝いとして実際にかかった費用等*5を、1 回のホールインワンまたはアルバトロスについて保険金額を限度に保険金としてお支払いします。 ※ゴルフ競技をアマチュアの資格で行う方のホールインワンまたはアルバトロスが補償の対象となり、ゴルフの競技または指導を職業としている方のホールインワンおよびアルバトロスは補償の対象となりません。 ※保険金のご請求にあたっては、同伴競技者、同伴競技者以外の第三者*4およびゴルフ場の支配人等のそれぞれが署名もしくは記名捺印したホールインワンもしくはアルバトロス証明書または映像等のうち、弊社が求めるすべてのもののご提出が必要となります。 *4 同伴キャディ、ゴルフ場の使用人や関連業者、公式競技の競技委員、先行・後続のパーティのプレイヤー等をいいます。ただし、同伴キャディ以外の者で、保険の対象となる方または同伴競技者のゴルフプレーに同行する、ゴルフプレーを行わない者は含みません。 *5 慣習として負担する贈呈用記念品購入費用、祝賀会費用、ゴルフ場に対する記念植樹費用、同伴キャディに対する祝儀等が対象となります。
救援者費用等補償特約	国内外において以下のような事由により、保険の対象となる方またはその親族等が捜索救助費用や現地へ赴くための交通費・宿泊料等を負担した場合 ● 保険の対象となる方が搭乗している航空機・船舶が行方不明になったまたは保険の対象となる方が遭難した場合 ● 急激かつ偶然な外来の事故により、保険の対象となる方の生死が確認できない場合または緊急の捜索・救助活動を要する状態になったことが公的機関により確認された場合 ● 保険の対象となる方の居住に使用する住宅外において被った急激かつ偶然な外来の事故によるケガのため、保険の対象となる方が事故の日からその日を含めて180日以内に死亡または継続して14日以上入院した場合 等 ▶ 1 事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。

③ 補償の重複に関するご注意



- 以下の特約をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約*1を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。

個人賠償責任補償特約、借家人賠償責任補償特約、携行品特約、住宅内生活用動産特約、ホールインワン・アルバトロス費用補償特約、救援者費用等補償特約

- 補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の要否をご検討ください*2。

*1 総合生活保険(傷害補償)以外の保険契約でご契約されている特約や弊社以外の保険契約を含みます。

*2 1 契約のみにご契約される場合、将来、そのご契約を解約されたときや、同居から別居への変更等により保険の対象となる方が補償の対象外になったとき等は、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

④ 保険金額等の設定



各保険金額・日額は引受けの限度額があります。保険の対象となる方の年齢・収入等に照らして、適正な金額となるように設定してください。実際にご契約される保険金額・日額については、申込書等をご確認ください。

(金融庁ホームページ)

保険金額等の設定は、高額療養費制度や労災保険制度等の公的保険制度を踏まえご検討ください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。



⑤ 保険期間および補償の開始・終了時期



- 保険期間: 原則 1 年間
- 補償の開始時期: 始期日の午後 4 時(申込書等にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻)
- 補償の終了時期: 満期日の午後 4 時

① 保険料の決定の仕組み

保険料は、職業・職務等、ご契約の保険金額、適用される割増引等により異なります。実際にご契約いただく保険料については、申込書等でご確認ください。異なる契約条件(保険金額等)を選択した場合の保険料については、代理店または弊社までお問い合わせください。

② 割増引制度

以下のような割増引制度がありますので、該当するものがないか十分ご確認ください。

割引名称	適用条件
団体割引	所定の団体契約で、前年度契約の始期日時点での正味被保険者数 ^{*1} が20名以上であり、前年度契約の年間保険料が弊社の定める基準以上であること。
損害率による割増引	所定の団体契約で、前年度契約の弊社の定める期間における正味被保険者数 ^{*1} が1,000名以上であり、前年度契約の年間保険料が弊社の定める基準以上であること。
大口団体契約割引	所定の団体契約で、前年度契約の始期日時点での正味被保険者数 ^{*1} が10,000名以上であり、損害率による割増引を適用していること。

^{*1} 同じ方が複数の補償に加入している場合であっても1名と数えます。家族型契約(本人型以外)の場合は申込書等に「保険の対象となる方(被保険者・本人)」として記載された方の人数で適用条件を満たしているかを確認します。

③ 保険料の払込方法等

主な払込方法は以下のとおりです。^{*}ご契約内容により選択いただけない払込方法があります。

主な払込方法	分割払	一時払
金融機関での口座振替 ^{*1}	○(10%割増)	○
請求書(銀行等での振込み)	×	○

^{*} 口座振替の場合、始期日の属する月の翌月から請求します。このため、月払のご契約の場合、最終回目の保険料の振替日が満期日以降となることがあります。

^{*} 上記の方法により払い込まれた保険料については、領収証の発行を省略させていただきますので、振込金受取書・通帳等、お手元の書類でご確認ください。

^{*} ご契約時に直接保険料を払い込む方法もあります。この場合は、保険期間の開始後であっても、保険料を領収する前に生じた事故に対しては保険金をお支払いできず、ご契約を解除する場合があります。

^{*} ご契約時に暫定保険料をお支払いいただくご契約について、保険期間終了後に暫定保険料と確定保険料との過不足を精算させていただきます場合があります。確定保険料が最低保険料^{*2}を下回るときは、暫定保険料と最低保険料^{*2}の差額を返還します。

^{*1} 払込期日に保険料の振替ができない場合は、翌月の振替日に再度保険料が請求されます。

弊社に複数のご契約がある場合は、ご指定口座には各契約の保険料が合算されて請求されることがあります。預金残高が合算した保険料に満たない場合は、いずれのご契約についても保険料の引落しができませんのでご注意ください。

^{*2} 実際にご契約いただく保険の最低保険料については代理店または弊社までお問い合わせください。

④ 保険料の払込猶予期間等の取扱い

保険料は保険証券に記載の払込期日^{*1}までに払込みください。金融機関での口座振替の場合は払込期日の翌々月末^{*2}、請求書の場合は払込期日の翌月末まで払込みの猶予がありますが、この猶予期限を過ぎても保険料の払込みがないときには、保険金をお支払いできず、ご契約を解除することがあります。

^{*1} 初回保険料(一時払保険料を含みます。)の払込期日は、原則として次のとおりです。

- 金融機関での口座振替による払込みの場合:始期日の属する月の翌月振替日(原則26日)
- 請求書による払込みの場合:始期日の属する月の翌月末

^{*2} ご契約者の故意または重大な過失がない場合に限りです。

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

申込書等に★や☆のマークが付された事項は、ご契約に関する重要な事項(告知事項)ですので、正確に記載してください(弊社の代理店には、告知受領権があります。)。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

職業・職務等^{*1}、被保険者(本人)数^{*2}、他の保険契約等^{*3}を締結されている場合はその内容が告知事項となります。

^{*1} 「交通事故傷害危険のみ補償特約」をご契約いただいた場合には、告知事項とはなりません。

^{*2} 準記名式(「被保険者人数の通知に関する特約」をご契約いただく場合を除きます。)または包括契約の場合のみ告知事項となります。

^{*3} この保険契約以外にご契約されている、この保険契約と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約をいいます。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、弊社にて保険のお引受けができないことがあります。

2

3

クーリングオフ(クーリングオフ説明書)



総合生活保険(傷害補償)は保険期間が1年を超える契約はできませんので、クーリングオフの対象外です。

死亡保険金受取人



死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合^{*1}は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください(指定がない場合、死亡保険金は法定相続人にお支払いします。)。同意のないままにご契約をされた場合、ご契約は無効となります。死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合(企業等がご契約者および死亡保険金受取人となり、従業員等を保険の対象となる方とする場合を含みます。)は、保険の対象となる方のご家族等に対し、保険のご契約についてご説明くださいますようお願い申し上げます。

^{*1} 家族型契約(本人型以外)の場合、ご本人以外の保険の対象となる方について、死亡保険金受取人を特定の方に指定することはできません。

III

契約締結後におけるご注意事項

1

通知義務等



[通知事項]

申込書等に☆のマークが付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合には、遅滞なくご契約の代理店または弊社までご連絡ください。ご連絡がない場合はお支払いする保険金が削減されることがあります。

職業・職務等^{*1*}2、被保険者(本人)数^{*3}が通知事項となります。

^{*1} 新たに職業に就いた場合や就いていた職業をやめた場合を含みます。

^{*2} 「交通事故傷害危険のみ補償特約」をご契約いただいた場合には、通知事項とはなりません。

^{*3} 準記名式(「被保険者人数の通知に関する特約」をご契約いただく場合を除きます。)または包括契約の場合のみ通知事項となります。

[その他ご連絡いただきたい事項]

●すべての補償共通

ご契約者の住所等を変更した場合は、遅滞なくご契約の代理店または弊社までご連絡ください。

●借家人賠償責任補償特約

保険の対象となる方の住所を変更する場合には、あらかじめご契約の代理店または弊社までご連絡ください。

2

解約されるとき



ご契約を解約される場合は、ご契約の代理店または弊社までご連絡いただき、書面でのお手続きが必要です。

- 契約内容および解約の条件によっては、弊社所定の計算方法で保険料を返還、または未払保険料を請求^{*1}することがあります。返還または請求する保険料の額は、保険料の払込方法や解約理由により異なります。
- 返還する保険料があっても、原則として払込みいただいた保険料から既経過期間^{*2}に対して「月割」で算出した保険料を差し引いた額よりも少なくなります。
- 満期日を待たずに解約し、新たにご契約される場合、補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。

^{*1} 解約日以降に請求することがあります。

^{*2} 始期日からその日を含めて解約日までの、既に経過した期間をいいます。

3

保険の対象となる方からのお申出による解約



保険の対象となる方からのお申出により、その保険の対象となる方に係る補償を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、ご契約の代理店または弊社までお問い合わせください。また、本内容については、保険の対象となる方全員にご説明くださいますようお願い申し上げます。

4

満期を迎えるとき



[保険期間終了後、契約の更新を制限させていただく場合]

- 保険金請求状況や年齢等によっては、次回以降の契約の更新をお断りさせていただくことや、引受条件を制限させていただくことがあります。
- 弊社が普通保険約款、特約または保険引受に関する制度等を改定した場合には、更新後の補償については更新日における内容が適用されます。この結果、更新後の補償内容等が変更されることや更新できないことがあります。

[更新後契約の保険料]

保険料は、更新日現在の職業・職務等および保険料率等によって計算します。したがって、更新後の保険料は、更新前の保険料と異なることがあります。

IV その他ご留意いただきたいこと

1 個人情報の取扱い

●弊社および東京海上グループ各社は、本契約に関する個人情報、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
- ②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
- ③弊社と東京海上グループ各社または弊社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
- ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受会社等に提供すること
- ⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
- ⑥更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等（過去の情報を含みます。）をご契約者およびご加入者に対して提供すること

詳しくは、弊社ホームページ

(www.tokiomarine-nichido.co.jp)をご参照ください。

●損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には用いません。

2 ご契約の取消し・無効・重大事由による解除について

- ご契約者以外の方を保険の対象とする方とするご契約について、死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に指定する場合、その保険の対象となる方の同意を得なかったときは、ご契約は無効になります。
- ご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、弊社はご契約を解除することができます。
- その他、約款等に基づき、ご契約が取消し・無効・解除となる場合があります。

3 契約手続き等の猶予に関する特別措置について

自然災害や感染症拡大の影響によりご契約手続き等を行うことが困難な場合に、「更新契約の契約手続き」および「保険料の払込み」に関して一定の猶予期間を設ける特別措置をご利用いただける場合があります。



※ご利用いただける特別措置の詳細につきましては弊社ホームページ (www.tokiomarine-nichido.co.jp/company/news/disaster/) をご確認ください。

4 保険会社破綻時の取扱い等



- 引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- 引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、原則として80%※1まで補償されます。

※1 破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%まで補償されます。

5 その他契約締結に関するご注意事項



- 弊社代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、弊社代理店との間で有効に成立したご契約につきましては弊社と直接締結されたものとなります。
- ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。
- 申込書等を代理店または弊社に送付される場合は、ご契約の始期までに到着するよう手配してください。申込書等がご契約の始期までに代理店または弊社に到着しなかった場合は、後日ご契約手続きの経緯を確認させていただくことがあります。
- クレジットカード会社や金融機関等が契約者となり、その会員や預金者等を保険の対象となる方とする保険契約について、クレジットカードや預金口座の解約等を行った場合には、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

6 事故が起こったとき

- 事故が発生した場合には、直ちにご契約の代理店または弊社までご連絡ください。
- 保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。
 - 印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の保険の対象となる方、保険金の受取人であることを確認するための書類
 - 弊社の定める傷害の程度、治療内容および治療期間等を証明する保険の対象となる方以外の医師の診断書、領収書および診療報酬明細書等（弊社の指定した医師による診断書その他医学的検査の対象となった標本等の提出を求める場合があります。）
 - 他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、弊社が支払うべき保険金の額を算出するための書類
 - 弊社が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書
- 保険の対象となる方または保険金の受取人に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人がいない場合は、保険の対象となる方または保険金の受取人の配偶者※1または3親等内のご親族（あわせて「ご家族」といいます。）のうち弊社所定の条件を満たす方が、保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金を請求できる場合があります。本内容については、ご家族の皆様にご説明くださいますようお願い申し上げます。

※1 法律上の配偶者に限ります。

東京海上日動火災保険株式会社

保険の内容に関するご不満・ご要望のお申出はお客様相談センターにて承ります。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター（指定紛争解決機関）

弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。弊社との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。

詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。

(<https://www.sonpo.or.jp/>)

0120-650-350

受付時間： 平 日 午前9時～午後6時
土日祝 午前9時～午後5時（年末年始を除きます。）

0570-022808

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。
受付時間： 平 日 午前9時15分～午後5時
（土日祝・年末・年始はお休みとさせていただきます。）



通話料
有料

- ・サービスの内容は変更・中止となる場合があります。
- ・サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承ください。

・メディカルアシスト

お電話にて各種医療に関するご相談に応じます。
また、夜間の救急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。

自動セット



受付時間^{*1}: 24時間365日

- *1 予約制専門医相談は、事前予約が必要です(予約受付は、24時間365日)。
- *2 正確なお客さま対応を行うため、発信者番号を非通知に設定されている場合は、電話番号の最初に「186」をダイヤルしてからおかけください。

緊急医療相談

常駐の救急科の専門医および看護師が、緊急医療相談に24時間お電話で対応します。

医療機関案内

夜間・休日の受付を行っている救急病院や、旅先での最寄りの医療機関等をご案内します。

予約制専門医相談

様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で専門的な医療・健康電話相談をお受けします。

がん専用相談窓口

がんに関する様々なお悩みに、経験豊富な医師とメディカルソーシャルワーカーがお応えします。

転院・患者移送手配^{*2}

転院されるとき、民間救急車や航空機特殊搭乗手続き等、一連の手配の一切を承ります。
*2 実際の転院移送費用は、お客様にご負担いただきます。

・介護アシスト

お電話にてご高齢の方の生活支援や介護に関するご相談に応じ、優待条件でご利用いただける各種サービスをご紹介します。

自動セット



受付時間

いずれも
土日祝・
年末・年始を除く

- ・電話介護相談：午前9時～午後5時
- ・各種サービス優待紹介：午前9時～午後5時

電話介護相談

ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、公的介護保険制度の内容や利用手続き、介護サービスの種類や特徴、介護施設の入所手続き、認知症への対処法といった介護に関するご相談に電話でお応えします。

認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム^{*1}」をご利用いただくことも可能です。

*1 お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて受診のすすめや専門医療機関のご案内等を行います。

各種サービス優待紹介^{*2}

「家事代行」「食宅宅配」「住リリフォーム」「見守り・緊急通報システム」「福祉機器」「有料老人ホーム・高齢者住宅」「バリアフリー旅行」といったご高齢の方の生活を支える各種サービスについて、優待条件でご利用いただける事業者をご紹介します。^{*3}

- *2 お住まいの地域によってはご利用いただけなかったり、優待を実施できないサービスもあります。
- *3 本サービスは、サービス対象者(「ご注意ください」をご参照ください)に限りご利用いただけます。
- *3 サービスのご利用にかかる費用については、お客様にご負担いただきます。

インターネット介護情報サービス

情報サイト「介護情報ネットワーク」を通じて、介護の仕方や介護保険制度等、介護に関する様々な情報をご提供します。

・デイリーサポート

法律・税務・社会保険に関するお電話でのご相談や毎日の暮らしに役立つ情報をご提供します。

自動セット



受付時間

いずれも
土日祝・
年末・年始を除く

- ・法律相談：午前10時～午後6時
- ・税務相談：午後2時～午後4時
- ・社会保険に関する相談：午前10時～午後6時
- ・暮らしの情報提供：午前10時～午後4時

法律・税務相談

提携の弁護士等が身の回りの法律や税金に関するご相談に電話でわかりやすくお応えします。
また、ホームページを通じて、法律・税務に関するご相談を24時間電子メールで受け付け、弁護士等の専門家が電子メールでご回答します。

*1 弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

社会保険に関する相談

公的年金等の社会保険について提携の社会保険労務士がわかりやすく電話でご説明します。

*2 社会保険労務士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

暮らしの情報提供

グルメ・レジャー情報・冠婚葬祭に関する情報・各種スクール情報等、暮らしに役立つ様々な情報を電話でご提供します。

ご注意ください (各サービス共通)

- ・ご相談のご利用は、保険期間中に相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限りします。
- ・ご相談の対象は、ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方(法人は除きます。)、またはそれらの方の配偶者^{*1}、ご親族^{*2}の方(以下サービス対象者といえます。)(のうち、いずれかの方に日本国内で発生した身の回りの事象(事業活動等を除きます。))とし、サービス対象者からの直接の相談に限りします。
- ・一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。
- ・各サービスは、弊社がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。
- ・メディカルアシストおよび介護アシストの電話相談は医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様のご負担となります。
- *1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。婚姻とは異なります。
- *2 6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます。

「総合生活保険の約款」の提供方法について、「Web約款(弊社ホームページで閲覧いただく方法)」または「冊子での送付」をご選択ください。

東京海上日動のホームページのご案内
www.tokiomarine-nichido.co.jp

東京海上日動のホームページでは、契約者さま専用ページ(ご契約についての各種サービス機能)をご用意しております。左記URLよりアクセスのうえ是非ご利用ください。
※個人のお客様に限りします。

詳しい補償内容については「総合生活保険の約款」に記載していますので、必要に応じて弊社のホームページでご参照いただくか、代理店または弊社までご請求ください。ご不明な点等がある場合は、代理店または弊社までお問い合わせください。

事故のご連絡・ご相談は

事故受付センター(東京海上日動安心110番)

0120-720-110

受付時間:

24時間365日

ネットでのご連絡はこちら ▶



お問い合わせ先

東京海上日動火災保険株式会社

www.tokiomarine-nichido.co.jp

全国の主要都市に営業課支社がございます。
上記弊社ホームページから最寄の課支社を検索いただけます。



Insurance for the Earth

東京海上日動は、マングローブ植林を通じて地球の安心・安全をひろげます。